

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、徳島市北沖洲1丁目1-36富永茂美の請求に係る監査の結果を、平成15年8月19日決定したので、次のとおり公表する。

平成15年8月29日

徳島県監査委員 四十宮 惣 一
同 藤 江 駿 吉
同 嘉 見 博 之
同 福 山 守

第1 請求の受付

平成15年6月24日付けで提出された監査請求は、これを受付した。

第2 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

監査請求人（以下「請求人」という。）に対して地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第6項の規定により、平成15年7月29日証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

2 監査対象機関

県土整備部都市道路整備局を監査対象とした。

第3 監査の結果

本件監査請求は、理由がないので、これを認めることができない。

第4 決定の理由

1 請求の要旨

徳島県都市道路整備局職員で、県単街路工事元町沖洲線 徳島市安宅3丁目～北沖洲1丁目（第4分割）の総括監督者が行った、沖洲橋架替工事に対して竣工検査合格として処理したことは、不当処分行為である。

当該工事（一部債務負担）のうち沖洲橋架替工事に関して、当局の工事実施図面、工事施工計画書とは異なる工事が施工されている。

実施図面では、同橋の両側面に施工する高欄詳細図には、高欄部分と下のコンクリート部分は、密着する図面になっているが、現実には、大部分の箇所が密着してなく、すき間が発生していた事実。そのすき間をかくす為に社会通念上、常識では考えられない、前代未聞の工事手法がされている。その工事手法とは、各個所のすき間に、日本国の通貨である铸造貨幣を工事材料に使用し、外側から他の材料で、その铸造貨幣が見えなくなるようにしている事実。

当該工事の期間内にその様な工法が行われていたことを、当局は黙認し、施工計画書、実施図面にも铸造貨幣を工事の一部材料とは認めていないにもかかわらず、竣工検査合格の決定した事実は、明らかに不当処分行為であり、工事担当者は、直ちに当該工事の手直しをすべきである。尚、当該工事竣工検査後の最終支払日は、平成14年11月7日に、総合計支払額¥288,760,500になっているが、総括監督者はその責任の範囲内の金額（当該高欄据付部分の積算金額）を県に対して返還せよ。

担当者に対する措置は、当局が決めるべきである。（以上、原文のまま掲載）

2 判 断

（1）請求書の要旨及び陳述の内容から、請求人の主張を整理すると、次のとおりである。

① 県単街路工事（元町沖洲線徳島市安宅3丁目～北沖洲1丁目（第4分割））における沖洲橋架替工事（以下「本件架替工事」という。）において、同橋の両側面に施工する高欄部分は、工事実施図面では地覆コンクリート部分と密着するようになっているが、実際には大部分の箇所で隙間が生じている。

② その隙間を隠すために、日本国の通貨を工事材料として使用している。これらのことを都市道路整備局の職員が黙認し、竣工検査合格としたことは、明らかに不当処分行為にあたることから、直ちに工事の手直しを行うとともに、工事代金のうち、高欄据付部分にかかる費用を県に返還させるよう求める。

（2）本件架替工事の概要は次のとおりである。

- ① 工事名 平成13、14年度県単街路工事（一部債務負担）
- ② 路線名 都市計画道路元町沖洲線
- ③ 施工箇所 徳島市安宅3丁目～北沖洲1丁目（第4分割）沖洲橋上部工
- ④ 施工業者 川田建設株式会社
- ⑤ 請負額 288,760,500円（当初288,650,000円）
- ⑥ 工事概要 橋長L=81.5m、幅員W=32.0m（1期施工W=12.4m）
3径間連続プレビーム合成桁（製作・架設）一式
プレビーム桁30本、歩道舗装256㎡、高欄H=1.0m、L=155.0m
- ⑦ 入札日 平成13年8月17日
- ⑧ 契約日 平成13年8月23日
- ⑨ 工期 平成13年8月24日～平成14年10月31日
- ⑩ 竣工日 平成14年10月30日
- ⑪ 竣工検査 平成14年11月6日（中間検査平成14年10月17日）

（3）まず、請求人が主張する（1）①についてみる。

① 工事実施図面とは計算上の設計図面であり、この製作及び施工にあたっては、通常、製作誤差、施工誤差は生じるものであるが、ただし、許容範囲を超えたものであってはならない。

そこで、工事目的物がその機能を損なわない許容範囲を規定した徳島県土木工事施工管理基準（平成13年4月施行）に照らし合わせ、適正な施工管理が

行われているところから確かめたところ、同基準によると、コンクリート橋上部工における橋梁用高欄工では、高欄の高さを測定項目とし、その誤差については±10mmが規格値とされているのに対し、本件架替工事における高欄は、監査対象機関から聴取したところ実測値は、上流側+4mm～+7mm、下流側±0mm～+7mmの差であり、同基準を満たしていることが認められた。

- ② 本件架替工事における高欄は、橋梁用自転車歩行者用防護柵として設置されたものであり、その定着方法は、まず地覆にアンカーボルトを埋め込み、そこに高欄のベースプレート差し込み、スプリングワッシャとナットにより、人力で固定する方式が採られている。

また、防護柵の設置基準（平成10年11月5日付建設省道環発第29号道路局長通知）によると、水平荷重2.5kN/m（標準的な体重の成人が集団で押す場合の水平荷重）が作用しても耐えうる強度が必要とされている。

そこで、高欄の強度を確認するため、高欄のアンカーボルトにかかる引抜抵抗と水平抵抗について調査を行ったところ、次のとおりであった。

ア 引抜抵抗については、高欄の高さを1,010mm（規格値の最大を考慮したもの）とし、その頂点に水平荷重5.0kN/本（2.5kN/m×2m（支柱間隔が2mのため、支柱1本に2m分の荷重が作用する。））が作用した場合には、アンカーボルトに作用する引抜力38.5kN/本に対し、アンカーボルトの引張抵抗力は290.9kN/本であり、十分な安全性が確保されている。

イ 水平抵抗については、高欄のベースプレートと地覆の間に隙間が生じ、摩擦力がなかった場合には、アンカーボルトに直接作用する水平力5.0kN/本に対し、アンカーボルトのせん断抵抗力は、335.9kN/本であり、十分な安全性が確保されている。

また、現場の状況を見ると、実際には、高欄のベースプレートは地覆に埋め込まれたアンカーボルトにスプリングワッシャとナットにより固定されており、緩みもないことから、構造上の強度は十分に確保されており、高欄としての機能には問題はないものと判断する。

なお、本件架替工事にかかる中間検査は、平成14年10月17日に、竣工検査は、同年11月6日に行われており、いずれも徳島県工事検査規程（平成12年徳島県訓令第19号）及び徳島県県土整備部工事検査基準（平成12年12月26日）に基づき適正に処理されている。

これらのことから、本件架替工事について、瑕疵ある物件の引き渡しを受け、県に損害を与えたとはいえず、請求人の主張は認めることはできない。

- (4) 次に、請求人が主張する(1)②についてみる。

請求人は、本件架替工事において高欄部分と地覆のコンクリート部分との間に生じた隙間に、鑄造貨幣が使われていると主張している。

貨幣損傷等取締法（昭和22年法律第148号）において、「貨幣は、これを損傷し又は鑄つぷしてはならない。」と規定されており、当然に工事材料として使用することは適当ではないものと考えられる。

しかしながら、住民監査請求は、法第242条第1項の規定により、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担又は違法若しくは不当に公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実があると認める場合に、地方公共団体がこうむったとされる損害の回復又はこうむる恐れのある損害を予防する場合に監査を請求することができることとされており、本件架替工事において、工事材料として鑄造貨幣が使用されているか否かについては、住民監査請求にはなじまないものである。

- (5) 以上のことから、請求人の主張には理由がないものと判断する。

なお、県としても今後、より適切な施工管理が望まれるものである。